

# 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）

## 前文

- 1 牛海綿状脳症（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。）第 2 条第 1 項の表 15 の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。以下「BSE」という。）は、BSE プリオンを病原体とする牛のプリオン病である。
  
- 2 本病は、1986 年に英国において初めて確認され、その後、同国での発生が急増し、ピーク時の 1992 年には 37,280 頭の牛で発生が確認された。  
また、本病は、1990 年代には欧州諸国に広がり、我が国においても、2001 年 9 月に初めて発生が確認され、これまでに 36 頭の牛で発生が確認されている。
  
- 3 しかしながら、近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSE は世界的に発生頭数が減少し、我が国においては、飼料規制開始直後の 2002 年 1 月生まれの牛を最後にその発生は確認されていない。  
このような状況の中、我が国は 2013 年 5 月に、国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）から「無視できる BSE リスク」の国に認定され、我が国の BSE 対策の有効性が国際的にも評価されている。
  
- 4 本病は飼料規制等の対策の徹底により、その発生及びまん延を防止できると考えられている。しかし、仮に、再度本病が発生し、まん延するような事態になれば、
  - （1）国民の牛肉に対する安全性の信頼をなくし、
  - （2）牛肉消費の低下を招き、長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
  - （3）国民への畜産物の安定供給を脅かし、
  - （4）地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、
  - （5）国際的にも信用を失うおそれがある、ことから、引き続き、一定のリスク管理措置を継続する必要がある。
  
- 5 このため、牛の所有者、行政機関（国、都道府県及び市町村）及び関係機関

は緊密に連携し、実効性を確保する防疫体制を維持する必要がある。

- 6 なお、本指針については、BSEの発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

## 第1 基本方針

1 BSEは、通常、牛がBSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することで感染し、比較的長期間の潜伏期間を経て発症する。

このため、BSE対策では、効果的な飼料規制等の対策の継続的な実施が重要である。

したがって、牛の所有者、飼料製造業者、化製事業者等は、本病の特徴を十分に理解し、引き続き、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）等に基づく飼料規制を適切に実施する必要がある。

2 近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少しているが、次の理由から、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「特措法」という。）に基づく一定レベルの監視体制を継続する必要がある。

(1) これまでの検査の積み重ねにより、BSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することが感染の原因とされるBSEとは異なる非定型BSEと呼ばれるBSEが確認されている。非定型BSEは、世界的にも極めて事例が少ないが、孤発性の疾病であることが示唆されており、万全を期す必要がある。

(2) 今後、何らかの要因によりBSEの感染経路が遮断されていない事態が生じた場合に備える必要がある。

(3) 我が国のBSE対策の国際的な評価を得るためにも、一定レベルのBSE監視のための検査を継続する必要がある。また、国産畜産物の輸出促進の観点等から「無視できるBSEリスク」の国のステータスを維持することが重要である。

3 このため、行政機関及び関係機関は、次の役割分担の下、全ての牛の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生の予防及び発生時に備えた準備に万全を期す。

(1) 国は、発生リスク等に関する情報に基づく適切な輸入検疫を実施するとともに、飼料規制の実効性を確認する。また、都道府県に対し、必要な情

報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う。

(2) 都道府県は、牛の所有者への指導を徹底するとともに、BSEの発生時に備えた準備を行う。

(3) 市町村及び関係機関は、都道府県の行う牛の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力するとともに、牛の所有者に必要な支援を行う。

4 BSEの発生時には、円滑かつ的確な防疫措置により、まん延防止を図ることが重要である。

防疫措置を実施するための経費については、家伝法第58条から第60条までの規定に基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっていることを踏まえ、行政機関及び関係機関は、次の役割分担の下、円滑かつ的確な防疫措置を実施する。

(1) 国は、必要な防疫措置等を定めた防疫方針（第5の2の(1)の防疫方針をいう。以下同じ。）の決定・見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置に対して支援する。また、家伝法を踏まえ、必要な予算を迅速かつ確実に手当てする。

(2) 都道府県は、防疫方針に則した具体的な防疫措置を的確に実施する。

(3) 市町村及び関係機関は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係機関に委託して防疫措置を実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、家伝法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

5 BSEの発生時には、迅速な疫学調査により、過去の飼料給与状況、同居牛等を把握することで、疑似患畜を特定し、当該疑似患畜の検査、殺処分及び焼却処分を行うことで感染源を確実に遮断するとともに、飼料規制上の問題の有無について検証することが重要である。

このため、行政機関及び関係機関は、発生時における的確なまん延防止措置及び飼料規制の検証が講じられるよう、危機管理体制を維持する必要が

ある。

- 6 なお、国は、家伝法第3条の2第3項の規定に基づき、必要に応じ、特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

## 第2 発生時に備えた事前の準備

### 1 農林水産省の取組

- (1) 常に海外における最新の発生状況を把握し、必要に応じて都道府県及び関係機関に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。
- (2) 飼料規制の実効性を確認するため、関係機関と連携し、定期的に飼料製造業者、化製場等の事業者への立入調査等を行い、その結果を公表する。
- (3) 各都道府県のBSEの発生時に備えた準備状況を把握し、また、必要に応じて市町村及び獣医師会、生産者団体等の関係機関との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、必要な改善指導及び助言を行う。

### 2 都道府県の取組

- (1) 牛の所有者及び死体を検案した獣医師に対して、特措法第6条第1項の規定に基づき、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第2条に定める場合を除き、届出義務が生じていることを周知するとともに、第3の1の（1）のアの（ア）の検査が確実に行われていることを確認する。
- (2) 日頃から関係部局と連携し、国及び関係機関が行う飼料製造業者、化製場等の事業者への立入調査等に協力する。
- (3) 1の（1）により農林水産省から提供を受けた海外における発生状況に関する情報を、必要に応じ、電話、電子メール、ファクシミリ、郵送等により、全ての牛の所有者及び関係機関に周知する。
- (4) 牛の所有者ごとに、BSEが発生した場合の防疫対応に必要な情報（農場の所在地、飼育頭数等）を把握する。
- (5) BSEの発生時に円滑かつ的確な防疫措置を実施できるよう、防疫措置に必要な人員の確保、衛生資材、薬品等の備蓄、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。

また、BSEの発生時における焼却施設の利用に関して、BSEの患畜や疑似患畜が多数確認される場合等を想定し、あらかじめ焼却施設のリストアップを行い、当該施設が所在し、又は当該施設を管轄する都道府県、市町村等と調整する。

(6) BSEの発生時に備え、市町村及び関係機関との連絡窓口の明確化、地域の牛の飼育状況等の情報共有等を行い、連絡体制を整備する。

(7) 都道府県畜産主務課の防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。

### 3 市町村及び関係機関の取組

2に規定する都道府県の取組に協力する。

### 第3 BSE監視のための検査

#### 1 死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等

##### (1) 死亡牛検査及びその結果の報告

###### ア 死亡牛検査

(ア) 都道府県知事は、特措法第6条第1項の規定に基づき届出された48か月齢以上の死亡牛について、当該死亡牛の所有者に対し、特措法第6条第2項の規定に基づき、家伝法第5条第1項の規定により、家畜防疫員による検査を受けるべき旨を命令し、次のaからcに分類した上で、当該検査を実施する。

この場合、当該検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「家伝法施行規則」という。）第9条第2項及び別表第1の規定に基づく検査を行う。

a 生前に後述する(2)のアの(ア)に示す特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛

b 生前に歩行困難、起立不能等であった牛又は上記a以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛

c 上記a及びbに該当しない牛

(イ) 48か月齢未満の死亡牛は、特措法第6条第1項の規定に基づく届出対象ではなく、また、48か月齢以上の死亡牛であっても、特措法施行規則第2条各号の規定に該当する場合は、特措法第6条第1項の規定に基づく届出を行う必要がないとされているが、都道府県は、可能な限り、以下のもの（家伝法第16条の規定に基づきと殺されたもの、病原体が散逸するおそれがあると家畜防疫員が判断したもの及び特措法施行規則第2条第6号に該当するものを除く。）を(ア)と同様の検査方法により検査を実施することとする。

a 48か月齢以上の死亡牛であって、生前に後述する(2)のアの(ア)に示す特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの

b 48か月齢以上の死亡牛であって、生前に歩行困難、起立不能等であったもの

c 48か月齢以上の死亡牛であって、家伝法第16条に掲げる疾病以外の家畜伝染病の患畜又は疑似患畜で死亡し、又は殺処分されたもの及び届出伝染病にかかっている又はかかっている疑いがあるもの



d 48 か月齢未満の死亡牛であって、生前に後述する（２）のアの（ア）に示す特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの

e そのほか、家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又はとう汰された牛（48 か月齢未満であって、（ア）のbに該当する牛等）

#### イ 死亡牛の検査結果の報告

都道府県は、家伝法第5条第1項の規定に基づき実施したBSE検査の結果について、死亡前の臨床症状の情報を含め、毎月20日までに、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。ただし、エライザ法で陽性が認められた場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

### （２）異常牛の発見及び検査の実施

#### ア 牛の所有者等から通報を受けたときの対応

都道府県は、次の場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場又はと畜場に派遣する。

また、都道府県は、通報者等に対し、当該農場の飼育家畜及び牛の死体等の移動を自粛するなどの必要な指導を行う。

（ア）牛の所有者又は獣医師から、農場段階において、次のいずれかの症状（以下「特定臨床症状」という。）を呈する牛がいる旨の通報を受けた場合

① 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化

a 興奮しやすい

b 音、光、接触等に対する過敏な反応

c 群内序列の変化

d 搾乳時の持続的な蹴り

e 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し

f 扉、柵等障害物におけるためらい等

② 感染症を疑わず、かつ、原因が不明の進行性の神経症状

（イ）と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等により、と殺・解体禁止となった牛がいる旨の通報を受けた場合

## イ 都道府県による臨床検査等

(ア) 家畜防疫員は、アの(ア)の農場又はアの(イ)のと畜場において、異常牛(アの(ア)又は(イ)の通報を受け、家畜防疫員が特定臨床症状を呈するものと認めた牛をいう。以下同じ。)及び当該牛が飼育されていた農場の同居牛に対して特定臨床症状の有無について、徹底した臨床検査を実施する。

なお、臨床検査の際、可能な限り、デジタルカメラ等により動画を撮影する。

(イ) 家畜防疫員は、(ア)の臨床検査が終了し次第、過去の動物性加工たん白質の給与歴の有無、移動履歴、アの(ア)の通報に係る事項の状況、症状に関する報告等を記載した調書を作成し、撮影した動画とともに、速やかに都道府県畜産主務課に調査の結果を報告する。

(ウ) 都道府県畜産主務課は、(ア)の臨床検査の結果、BSEを疑う場合には、直ちに動物衛生課に臨床検査の結果を報告するとともに、当該牛が当該都道府県外の農場から当該都道府県の農場又はと畜場に出荷された牛である場合には、出荷農場が所在する都道府県畜産主務課(以下「出荷都道府県畜産主務課」という。)にも当該結果を連絡する。

また、(イ)の調査の結果、当該牛が12か月齢まで当該農場以外で飼育されていたことが判明した場合、動物衛生課は、飼育されていた農場が所在する都道府県畜産主務課に関連情報を速やかに連絡する。

(エ) 都道府県畜産主務課は、(ア)の臨床検査の結果に基づき、動物衛生課と協議の上、経過観察の必要性について検討を行う。経過観察が必要と認められた牛については、家畜防疫員は、家伝法第14条第3項の規定に基づき、21日を超えない範囲内で、移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定臨床症状の有無を確認し、都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡する。

(オ) 都道府県畜産主務課は、(ア)の臨床検査及び(エ)の経過観察の結果、当該牛がBSEである可能性が高い場合、動物衛生課と協議の上、当該牛を疑似患畜(第4の2の(2)の疑似患畜をいう。以下同じ。)とし、家伝法第20条第1項の規定に基づきエライザ検査を実施する。

(3) (1) のアの検査又は(2) のイの(オ) の検査で陽性となった場合の対応

都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課及び動物衛生課（加えて、必要に応じて出荷都道府県畜産主務課）に対して、(1) のアの検査又は(2) のイの(オ) の検査で陽性となった旨を連絡するとともに、動物衛生課と協議の上、確定検査のため、検体（生及びホルマリンで固定された延髄）を、我が国で唯一、後述する(5) の死亡牛等の確定検査を実施している独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。また、動物衛生課は、その旨を厚生労働省に連絡する。

(4) 動物衛生研究所による確定検査の陽性判定に備えた準備

(3) の検体を動物衛生研究所に送付する際、都道府県又は出荷都道府県は、次に掲げる措置を講じ、その進捗状況を動物衛生課に報告する。

ア (1) のアの検査で陽性となった牛の死亡前の臨床症状を把握

イ 疑似患畜の焼却方法、同居牛の扱い、患畜・疑似患畜の死体及び汚染物品等の処分場所への運搬方法等の検討

ウ 検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合には、当該牛の移動を自粛するよう指導するとともに、他の都道府県で当該牛が飼育されている場合は、当該牛が所在する都道府県畜産主務課に連絡し、連絡を受けた都道府県畜産主務課は、当該牛の移動を自粛するよう指導

(5) 動物衛生研究所による確定検査

動物衛生研究所は、(3) により都道府県から検体の送付があった場合には、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。また、ウエスタンブロット法による検査では、非定型BSEか否かも確認する。

なお、動物衛生研究所はBSEの確定検査を行うため、BSEプリオンを取り扱うことができるバイオセーフティレベル（病原体等を取り扱う実験室・施設に関する世界保健機関（WHO）による格付け）3相当の施設

を維持・管理するよう努めることとする。

## 2 厚生労働省による検査

### (1) 食肉衛生検査所におけるスクリーニング検査

と畜場の所在する都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課から、と畜後のスクリーニング検査において陽性となった旨の連絡を受けた場合には、直ちに、動物衛生課、出荷都道府県畜産主務課及び当該牛から生産されたもの（枝肉、内臓、蹄等）が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。その後、関係都道府県では次の措置を講じ、その旨を動物衛生課に報告する。

ア と畜場の所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 出荷農場の特定

(イ) 当該牛から生産されたものがと畜場外に搬出されていないことの確認  
又はと畜場法に基づき、と畜検査の結果判明前にと畜場外に持ち出されているものがある場合は、その所在の確認

(ウ) 疑似患畜となる可能性がある牛を特定するための疫学調査

(エ) 疫学調査の結果、検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合には、当該牛が飼育されている農場が所在する都道府県畜産主務課に連絡し、連絡を受けた都道府県は、当該牛の移動を自粛するよう指導

イ 出荷都道府県畜産主務課は、1の(4)のア、イ、ウに準じた措置を講ずる。

ウ 当該牛から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 当該牛から生産されたもののうち汚染物品となる可能性のあるものの留保の指導、確認

(イ) 汚染物品の焼却方法の検討

### (2) 厚生労働省による確認検査

動物衛生課は、厚生労働省による確認検査（(1)のスクリーニング検査で陽性となった後に行われる検査をいう。以下同じ。）の結果について、

厚生労働省から連絡を受けた際には、速やかにと畜場の所在する都道府県の畜産主務課及び出荷都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

## 第4 病性等の判定

### 1 病性の判定

農林水産省は、次の（１）又は（２）により病性を判定する。

（１）第3の1の（２）のイの（ア）及び第3の1の（２）のイの（エ）の結果を踏まえた病性の判定

第3の1の（２）のイの（ア）の臨床検査及び第3の1の（２）のイの（エ）の経過観察の結果、BSEである可能性が高い場合については、農林水産省は、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

（２）第3の1の（５）及び第3の2の（２）の結果を踏まえた病性の判定

動物衛生研究所における確定検査（第3の1の（５））及び厚生労働省による確認検査（第3の2の（２））については、農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

### 2 患畜及び疑似患畜の判定

1の病性の判定の結果に基づき、次の（１）に該当する牛を患畜と判定し、（２）のいずれかに該当する牛を疑似患畜と判定する。

（１）患畜

1の（２）の農林水産省の病性判定の結果、陽性と判定された牛

（２）疑似患畜

ア 第3の1の（２）のイの（オ）において、病性鑑定が必要と判定された牛

イ 患畜と疫学的な関連性が高いと判断される牛であって、12か月齢になるまでの間に、生後12か月以内の患畜と同居したことがあり、かつ、当該患畜と同じ飼料を給与されたもの（ただし、飼料の給与状況についての調査結果が得られない場合は、当該患畜の生まれた農場（牛群）において、当該患畜が産まれた日の前後12か月の間に生まれた牛）

ウ 第3の1の(5)の動物衛生研究所による確定検査(ただし、第3の1の(2)のイの(才)の検査に係る確定検査を除く。)又は第3の2の(2)の厚生労働省による確認検査の結果、陽性とも陰性とも判定できず、他の検査の結果、小委の委員等の専門家の意見等を踏まえ、疑似患畜とすることが適当であるとされた牛

## 第5 病性等の判定時の措置

### 1 関係者への連絡

(1) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地（市町村等）について、電話、電子メール、ファクシミリ等により、速やかに連絡する。

ア 都道府県食品衛生主務課

イ 当該牛の所有者

ウ 死亡牛にあつては当該牛の死体を運搬した車両の所有者

エ 死亡牛にあつては当該牛の死体の保管施設及び採材施設

オ 当該都道府県内の関係市町村

カ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体等の関係機関

キ 関係都道府県

(2) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜ではないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該牛の所有者に連絡する。また、異状の原因の調査を行い、その結果について当該牛の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

### 2 対策本部の設置及び国・都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の(2)のイを除く。）である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を設置し、必要な防疫措置等を定めた防疫方針を決定する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

(2) 農林水産省は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じ、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センター等の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

ア (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国及び都道府県が連携を密にできるよう調整する職員

イ (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切



に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家

ウ 殺処分、焼却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム

エ 小委に設置する疫学調査チーム

(3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実施するため、患畜又は疑似患畜(ただし、第4の2の(2)のイを除く。)であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県牛海綿状脳症防疫対策本部(以下「都道府県対策本部」という。)を設置する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

(4) 都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。

(5) 農林水産省から派遣された(2)のアの職員は、都道府県対策本部に出席し、必要な調整を行う。

(6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、生産者団体等との連絡体制を構築する。

(7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、当該防疫措置に必要な範囲内において、速やかに、保有する防疫資材・機材を譲与し、又は貸し付ける。

(8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的及び所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

### 3 報道機関等への公表

(1) 農林水産省は、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定したとき

は、都道府県及び厚生労働省（厚生労働省による確認検査で陽性となった場合に限る。以下同じ。）とともに報道機関等に公表する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、動物衛生課、都道府県畜産主務課及び厚生労働省で協議の上、病性の判定前に公表する。

(2) (1)による公表は、原則として、農林水産省、都道府県及び厚生労働省が同時に行う。

(3) 発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地（市町村等）までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

(4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課及び都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関等に公表する。

(5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

ア プライバシーの保護に十分配慮すること。

イ 発生農場には近づかないなど、まん延防止に努め、防疫作業の支障にならないようにすること。

#### 4 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 都道府県は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じて、疫学調査、発生農場における殺処分等の防疫措置等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関の協力を得て、必要な人員を確保できる体制を整える。

(2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

## 第6 発生農場等における防疫措置

### 1 疑似患畜の殺処分等

- (1) 家畜防疫員は、第4の2の(2)のイの疑似患畜については、家伝法第14条第1項の規定に基づき、当該疑似患畜の所有者に対し隔離を指示する。
- (2) 都道府県知事は、(1)で隔離された疑似患畜の所有者に対し、家伝法第17条第1項の規定に基づき、殺処分を命じる。
- (3) 第4の2の(2)のア及びイの疑似患畜の殺処分は、原則として都道府県が定める施設の要件を満たす死亡牛の保管施設等で行う。
- (4) 畜舎外で殺処分する場合には、必要に応じ、次の措置を講じる。
  - ア 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
  - イ 牛が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- (5) 殺処分は、作業者の安全を確保することに留意し、麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉に配慮をした上で行う。
- (6) (3)で殺処分された牛について、死亡牛の保管施設等で、第3の1の(2)のイの(オ)の病性鑑定のための検査材料(脳)の採取を行い、病性鑑定を実施する。
- (7) 都道府県は、必要に応じ、民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、殺処分を完了させる。

### 2 患畜の同居牛の措置

- (1) 家畜防疫員は、家伝法第14条第3項の規定に基づき、患畜の同居牛、生後12か月まで患畜が飼育されていた農場で飼育されている牛等、患畜となるおそれがある牛の飼育者に対して、21日を超えない範囲内で、当該牛の移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定臨床症状の有無を確認し、都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡する。

(2) (1)の結果、BSEである可能性が高い牛が確認された場合、動物衛生課は、小委の委員等の専門家に対して、家伝法第20条第1項の規定に基づく病性鑑定の実施について意見を聴取する。その結果、病性鑑定の実施が必要とされた場合、動物衛生課と協議の上、当該牛を疑似患畜とし、病性鑑定を実施する。

(3) 当該期間内において、特定臨床症状が確認されなかった場合は、当該牛を通常の手扱いとする。

### 3 死体の処理

(1) 患畜又は疑似患畜とされた死体については、学術研究の用に供される場合を除き、800℃以上で焼却されたことを確認する。

(2) (1)の処理に際しては、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から患畜又は疑似患畜とされた死体の投入場所まで必要に応じてシートを敷く。

イ 患畜又は疑似患畜とされた死体置場は、焼却施設等にある他の物品等の置場と隔てて設置するなどの措置を講ずる。

ウ 焼却開始後、運搬経路及び運搬機器等の消毒を速やかに実施し、シートを除去する。

エ 焼却が完了したことを家畜防疫員が確認する。

### 4 汚染物品の処理

(1) 家伝法第23条第1項の規定に基づき、患畜の分娩後に排出された胎盤等BSEプリオンによる汚染のおそれがある物品の所有者は、当該物品を汚染物品として、800℃以上で焼却されたことを確認する。

ただし、患畜の生存時の当該患畜に由来する糞尿、生乳、精液、国際受精卵移植学会(International Embryo Transfer Society)の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵及び未受精卵は、汚染物品に当たらない。

(2) (1)に際しては、次の措置を講ずる。

- ア 運搬車両から汚染物品の投入場所まで必要に応じてシートを敷く。
- イ 汚染物品の置場は、焼却施設にある他の物品等の置場と隔てて設置するなどの措置を講ずる。
- ウ 焼却開始後、運搬経路及び運搬機器等の消毒を速やかに実施し、シートを除去する。
- エ 焼却が完了したことを家畜防疫員が確認する。

## 5 畜舎等の消毒

患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等において、汚染物品が付着していることが確認された場合、家伝法施行規則第30条の基準に従い、患畜又は疑似患畜が畜舎から搬出された後、少なくとも1回消毒を実施する。

また、BSEプリオンによる汚染が疑われる物品の消毒は、有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水等を用いて行う。

## 6 疫学情報の収集

都道府県は、動物衛生課から、第4の1の(2)又は第3の1の(2)のイの(オ)により、牛が患畜又は疑似患畜(ただし、第4の2の(2)のイを除く。)であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、発生農場等における牛の飼育状況、給与飼料等の情報を徹底して収集する。その際、都道府県は、動物衛生課、関係都道府県及び市町村並びに独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して、飼料、動物用医薬品等への肉骨粉等の混入の可能性の有無等を確実に把握する。

## 7 牛の評価

- (1) 家伝法第58条に基づく手当金の評価額は、疑似患畜であることが確認される前の状態のものとし、当該牛が疑似患畜であることは考慮しない。
- (2) 評価額の算出は、原則として、当該牛の導入価格に、導入日から疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費(統計データを用いて算出する。)を加算して行い、これに当該牛の泌乳量、体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

(3) 牛の所有者等は、殺処分に先立ち、牛の評価額の算定の参考とするため、殺処分の対象となる個体ごとに、当該牛の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

## 8 と畜場における発生時の措置

(1) 出荷都道府県は、出荷農場の同居牛について、疑似患畜となる可能性がある牛を特定し、疑似患畜の病性鑑定等を行うとともに、疫学情報の収集を進める。

(2) 患畜から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

ア 患畜から生産されたもののうち汚染物品の特定及びその留保

イ 汚染物品の焼却方法の指示

## 第7 発生の原因究明

本病のまん延防止及び再発防止のためには、感染源及び感染経路の究明が重要である。しかしながら、本病は発生率が低く潜伏期間が長いという特徴を有しているため、因果関係の特定が困難である。このため、感染源及び感染経路の究明については、疫学的手法による分析・評価が必要である。

- 1 農林水産省及び都道府県は、BSEの発生の確認後直ちに、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の（2）のイを除く。）の生産地、飼料の給与状況等の疫学調査、飼料等の原材料の流通経路・成分等に関する調査を、関係都道府県及び市町村、動物衛生研究所並びに独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して実施する。

この場合、本病は発生の機序など科学的に未解明な部分が残されていることに鑑み、その原因について、あらゆる可能性について予断を持たずに調査する。

- 2 農林水産省は、小委の委員等の専門家からなる疫学調査チームを設置し、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ、原因究明の分析及び取りまとめを行う。

## 第8 研究の推進

BSEに関する研究については、これまで行われてきた研究により一定の成果が得られているものの、特に孤発性の疾病であることが示唆されている非定型BSEプリオンの感染性の解明や検出技術の開発などが依然として求められており、農林水産省は、動物衛生に関する唯一の専門研究所である動物衛生研究所を中心に、国内外の関係機関とも連携しつつ、引き続き、知見の収集、試験研究の推進等に努める。



## 第9 その他

- 1 種雄牛など遺伝的に重要な牛を含め、畜産関係者の保有する牛について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 将来的な防疫措置の検討に資するため、第8で得られた研究結果や国内外の発生状況等を踏まえた検証を関係機関と協力して進めるとともに、必要に応じて本指針を速やかに見直す。